

令和8年度 大阪府広域路線バス車両購入費等補助金 FAQ

○補助対象

No.	質 問	回 答
1	リースする車両は補助対象として認められますか。	リースする車両本体についても補助対象です。 ただし、車両に装備するオプション等、車両本体以外に係る経費については補助対象外です。
2	補助対象車両について、具体的な性能の仕様の指定はありますか。	補助対象は以下のいずれかに該当する車両です。 ※中古のものを除く。 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ乗車定員11人以上の車両であって、次のいずれかに該当するものであること。 ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き) ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き) ③ 小型車両(①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両) ただしノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前にその理由を記載した書類を提出して下さい。理由書について様式の指定はございませんので、自由様式で構いません。
3	要綱第4条のハの要件について、「過去に」とはいつまでの期間を指しますか。	期間の定めはございません。過去に複数市町村を跨がって運行していたが、現在は単独市町村内を運行し、かつ鉄道駅に接続している系統であることを示す書類をご提出いただければ問題ございません。
4	中古の車両は補助対象に含まれますか。	中古車の車両は対象外です。
5	バリアフリー設備の追加費用は対象ですか。	補助対象となるのは、補助対象車両の取得費用です。バリアフリー設備については、車両本体に標準装備又は一体として導入される設備で、車両取得費に含まれるものは補助対象となりますが、車両取得後に追加で設置した設備や、車両取得費と区分して計上されている設備費については、補助対象外となります。
6	補助金を申請できる車両数に上限はありますか。	車両数に上限は設けていません。 ただし、補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあります。
7	過年度から継続している複数年度のリース契約についても当該補助事業で補助対象となるのか。	リース契約の履行期間開始日が令和8年4月1日より前である車両は補助対象となりません。 なお、履行期間開始日が令和8年4月1日以降の車両については、複数年度契約であっても補助対象となります。この場合、契約期間が補助対象期間を超える場合であっても、補助対象期間内に係るリース料は補助対象とします。また、補助対象期間の末日後から当該年度未までの期間(令和9年3月9日から同月31日まで)に係るリース料についても、実績報告にて当該期間分の領収書があれば補助対象です。
8	キャッシュレス決済導入に必要な経費は補助対象ですか。	キャッシュレス決済導入に必要な経費は補助対象外です。補助対象車両の取得費用が補助対象です。
9	リース料に含まれる保守費用は対象ですか。	補助対象となるのは、補助対象車両の取得費に相当する部分です。リース料に保守費用、メンテナンス費用、保険料その他車両の取得費以外の費用が含まれている場合は、補助対象外です。
10	中途解約した場合はどうなりますか。	補助対象期間中に解約をした場合は、交付決定等を変更・取消す場合があります。
11	交付条件の鉄道駅利用圏の外に住んでいる人口割合について少数点以下の端数が生じる場合の取扱い。	原則として小数第1位を四捨五入して整数として取扱います。
12	交付条件の75歳以上人口割合について少数点以下の端数が生じる場合の取扱い。	原則として小数第1位を四捨五入して整数として取扱います。

令和8年度 大阪府広域路線バス車両購入費等補助金 FAQ

○交付条件

No.	質 問	回 答
1	接続している支線系統の「接続」とはどのような状態ですか。	同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎを考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置がとられているものです。

令和8年度 大阪府広域路線バス車両購入費等補助金 FAQ

○スケジュール

No.	質 問	回 答
1	補助対象期間は、いつからいつまでですか。	・令和8年4月1日(水)～令和9年3月8日(月)の間に、購入等(契約行為)を行い、代金を支払い、自動車検査証を交付(登録)されたものが補助対象です。ただし前年度(本要綱施行年度以前を除く)に購入した車両であっても、支払いの完了及び運行の開始が補助対象期間内である場合は補助対象とできます。リース契約に基づく車両については、補助対象期間を含む契約に基づき使用する車両のうち、リース契約の履行期間開始日が本要綱施行年度以降の車両を補助対象とします。
2	交付決定前に購入していても補助対象となりますか。	交付決定前に購入等行った車両についても、実績報告の際に、補助対象期間中に契約行為、代金の支払い、自動車検査証の交付(登録)したことがわかる資料を提出いただければ補助対象です。
3	完了実績報告の提出はいつまでですか。	完了実績報告および補助金の請求については、令和9年3月8日(月)までに提出してください。

令和8年度 大阪府広域路線バス車両購入費等補助金 FAQ

○提出書類

No.	質 問	回 答
1	暴力団等審査情報(第1号様式別紙3)に記載する役員には監査役も含みますか。	含みません。
2	見積書は税抜で発行する必要があるのか。	税抜や税込であることが確認できるものであれば、いずれでも構いません。
3	車検証や領収書等の写しについては、カラーコピーやPDFデータでも可能ですか。	可能です。
4	要綱第4条イに該当することがわかる書類には何がありますか。	購入に係る契約書や振込明細書等をご提出ください。
5	当該車両の取得に関する収支改善計画とは。	以下内容を記載するものであれば様式は問いません。 ・車両の代替による費用削減等の内容 ※車両の活用等による費用削減の取組やその効果等(例えば、燃費向上、修繕費削減等)について記載して下さい。 ・代替車両を活用した利用促進策 ※記載例:利用者のニーズに合わせた運行ダイヤの見直し 等
6	要綱第4条ハに該当することがわかる書類には何がありますか。	地域公共交通計画該当ページの写し等をご提出ください。
7	要綱第4条ニのいずれかに該当することがわかる書類には何がありますか。	購入しようとしている車両の仕様書などが想定されます。
8	要綱第8条(1)の要件について、申請者が何か書類を提出する必要はありますか。	要綱第8条(1)については、大阪府が確認しますので、申請者は対応いただく必要はございません。
9	要綱第8条(2)④に該当することがわかる書類には何がありますか。	立地適正化計画の該当ページの写しなど、該当する旨を記載するものであれば様式は問いません。
10	要綱第8条(2)⑤に該当することがわかる書類には何がありますか。	人口統計データの抜粋など、該当する旨を記載するものであれば様式は問いません。
11	申請者が協議会である場合も、暴力団審査情報(第1号様式 別紙3)は必要でしょうか。	申請者が協議会である場合は、暴力団審査情報の提出は不要です。
12	地域公共交通計画を作成中、または改定中の場合でも交付申請可能ですか。	交付申請日時点で暫定版(素案)の地域公共交通計画を提出いただければ可能です。ただし、実績報告時までには策定された確定版を提出してください。
13	申請者が協議会の場合、申請書類は協議会で諮ってから申請しなければならないのか。	申請書類について協議会で諮る必要はありません。事務局で申請書類をご準備いただき、随時ご申請いただいて問題ございません。

令和8年度 大阪府広域路線バス車両購入費等補助金 FAQ

○その他

No.	質 問	回 答
1	変更承認申請はどのように申請すればいいか。	オンラインで交付申請を行った場合は、メール添付で第5号様式をご提出ください。なお、交付申請を郵送申請で行った場合は、原則、郵送申請をお願いします。
2	過年度を含め、補助を受けた車両が事故等により廃車となり処分する場合、どのような手続きが必要になるか。	大阪府による処分承認が必要となりますので、処分を行う前にご連絡ください。その際、第13号様式と併せて、「事故車両の車検証の写し」、「当該車両の額確定通知書の写し」、「事故証明書」、「事故車両の写真(ナンバープレートがわかるもの)」をご提出ください。なお、車両の処分制限期間(5年間)がございしますので、交付した補助金のうち、事故日から起算して当該期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を求める場合があります。
3	補助率は何割ですか。	1台につき、補助対象車両の車両本体価格(消費税額及び地方消費税額を除く。)に1/4を乗じて得た額となります。ただし、車両に装備するオプション等、車両本体以外に係る経費については補助対象外です。補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあります。
4	1事業者の補助金の申請額に上限はありますか	事業者の補助金の申請額に上限は設けていません。ただし、補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあります。
5	他の補助との併用はできますか。	国や市町村の補助を受けていても補助対象です。